

平成26年1月15日

埼玉県県北交通圏、県南中央交通圏及び県南西部交通圏並びに県南東部交通圏に係るタクシー特定地域協議会の合同開催について

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成25年11月27日改正法公布、平成26年1月27日改正法施行）に基づき、埼玉県県北交通圏、県南中央交通圏及び県南西部交通圏並びに県南東部交通圏におけるタクシー特定地域協議会を下記のとおり合同開催することとなりましたのでお知らせします。

なお、協議会参画につきましては、平成26年1月27日以降、開催日の10日前までに下記問合せ先までご連絡をお願いします。

記

○ 日 時：平成26年2月13日（木）14：00～

○ 場 所：埼玉県トラック総合会館 6階会議室
埼玉県さいたま市大宮区北袋町1-299-3

【問合せ先】

埼玉県県北タクシー特定地域協議会
埼玉県県南中央タクシー特定地域協議会
埼玉県県南西部タクシー特定地域協議会
埼玉県県南東部タクシー特定地域協議会

共同事務局

- ・ 関東運輸局埼玉運輸支局 首席運輸企画専門官 高山 和征
Tel：048-624-1032
- ・ 一般社団法人埼玉県乗用自動車協会 専務理事 高原 昭
Tel：048-863-6431